

### 「2020年度税制改正大綱」決定!

## JR連合が要望した項目が適用延長に!!

12月12日、与党（自由民主党・公明党）が令和2年度（2020年度）税制改正大綱を決定した。同大綱には、JR連合が交通重点政策2018-2019をはじめ、この間要望項目として掲げ、その実現にむけて総力を挙げて取り組んできた『JR貨物が新たに取得した高性能機関車に係る固定資産税の特例措置』や『鉄道用車両の動力源の用途に供される軽油に係る地球温暖化対策のための税（石油石炭税）の還付措置』などの適用延長が盛り込まれた。なお、『土地を譲渡して取得した電気機関車に係る法人税の買換特例』については、2022年9月までに取得する電気機関車が適用されることとなった。（経過措置）

JR連合は関係各単組とともに、「JR連合国会議員懇談会（議員懇）」や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム（議員フォーラム）」との協力体制のもと、交運労協も含め、密に連携を図りつつ税制改正要望の実現に取り組んできた。各省庁の予算・税制の要望事項への反映にむけては、4月の国土交通省鉄道局に対する政策・制度要求にはじまり、関係各方面に説明を行ってきた。さらに、各省庁からの予算・税制の要望事項が財務省・総務省に提出されて以降、関係省庁や政党等に対して働きかけを強化してきた。そして、11月21日には議員懇・榛葉会長らとともに、御法川国土交通副大臣への要請行動を行い、JRで働く者としての声を直接訴えた。これらの取り組みの結果として、各要望項目の適用延長という成果につながった。

さらに、年明けの通常国会では法改正にむけた議論が展開される。JR連合の要望内容が確実に反映されるよう、関係各単組や関係議員等との連携を図りつつ、取り組みを進めていく。

#### ～2020年度税制改正大綱（JR連合の要望事項を抜粋）～

##### （地方税）

- ・ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新たに製造された一定の機関車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、代替車両であって、既存更新車両の最大積載量を超える車両及び代替車両以外の車両であって、高速走行、大量牽引又は大量積載が可能な電気機関車を対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ・ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- ・ 鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

##### （国 税）

- ・ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、（略）長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、所要の経過措置を講じた上、買換資産から鉄道事業用車両運搬具を除外する。
- ・ 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。